

## 議案第 1 1 号

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則（平成 1 3 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「臨床心理士」を「教育心理専門員」に改め、同条第 2 項を削る。

第 2 条第 3 項中「臨床心理士」を「教育心理専門員」に改め、同条第 5 項を削る。

第 3 条第 3 項及び第 4 条中「臨床心理士」を「教育心理専門員」に改める。

第 5 条第 2 項中「及び研究協力員」を削る。

第 7 条を次のように改める。

（勤務）

第 7 条 教育相談員等の勤務日は、週 4 日以内とし、その割振りは、教育センター所長が定める。

第 1 1 条第 5 号中「前 2 号に規定する」を「前各号に掲げる」に改める。

第 1 2 条中「臨床心理士、就学相談員及び研究協力員」を「教育心理専門員及び就学相談員」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成25年上尾市条例第 号）の施行に伴い、教育センターに勤務する「臨床心理士」の名称を「教育心理専門員」に変更するとともに、併せて規定の整理を行いたいので、この案を提出する。